

Pascal

フローコントロールバルブ付きワーククランプの特許権侵害訴訟で株式会社コスメックに一審勝訴 (損害賠償 約 3 億 4 千万円)

2020 年 5 月 28 日、大阪地方裁判所で判決が下されました。

コスメックは控訴しています。

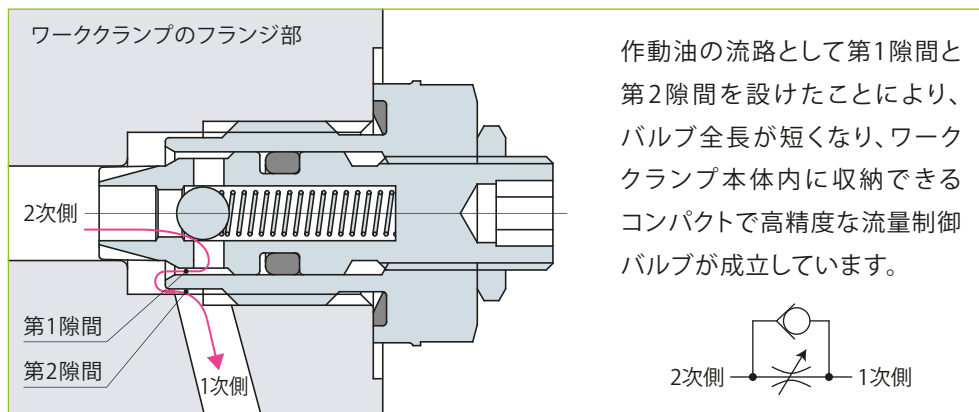
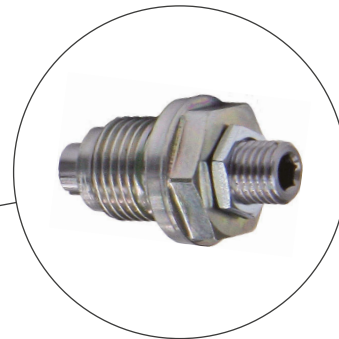
(特許権侵害訴訟の経緯については、次頁に記載)

パスカル フローコントロールバルブ (高精度流量制御バルブ)

パスカル ワーククランプ



フローコントロールバルブ



特許権侵害訴訟の経緯

- ① 2015年2月、当社はフローコントロールバルブ付きワーククランプの特許(第5700677号)を取得。
- ② 2015年5月、コスメックは当社の特許を無効化するため、特許庁に対して無効審判※1を求めましたが、2017年2月、特許を維持する審決※2が下されました。
- ③ 2017年4月、この審決を不服とするコスメックは、知的財産高等裁判所に審決取消訴訟※3を起こしましたが、2018年3月、特許は維持されました。
- ④ 2018年6月、当社は大阪地方裁判所に特許権侵害による損害賠償を求めてコスメックを訴え、2020年5月に勝訴(平成30年(ワ)第4851号)。

この間、コスメックは特許の無効化に賭ける一方で、特許権を侵害するおそれのある製品を製造・販売し続けていました。約3億4千万円は、2015年から2019年の約4年半に及ぶ損害に対する賠償金です。

※1. 特許に無効理由があることを示す証拠を特許庁に提出し、その特許を無効にすることを求める手続。

※2. 特許庁が、裁判手続きに準じた審判手続きを経て行う公権的判断。

※3. 特許庁の審決に対して不服がある場合に申し立てる裁判。

なお、当社はエアセンサバルブの特許(特許第5337323号)技術を採用したワーククランプ及びワークリフトシリンダについても、コスメックを大阪地方裁判所に訴え、2017年9月に勝訴しています(平成27年(ワ)第3134号)。

この訴訟でもコスメックは判決を不服として知的財産高等裁判所に控訴しましたが、2018年8月に再び当社が勝訴しました(平成29年(ネ)第10094号)。さらにコスメックは最高裁判所に不服を申し立てましたが、2019年7月、コスメックの敗訴と約4,800万円の損害賠償金が確定しています。